

公文書公開手続きにおける審査請求に関する一考察

中山 泰一^{1,a)}

概要: 共通教科「情報」の現行の高等学校学習指導要領では、「多くの情報が公開され流通している現状を認識させるとともに、情報を保護することの必要性とそのための法規及び個人の責任を理解させる」と規定されている。一方、国、地方自治体、独立行政法人などの行政機関から情報を収集する意義や手続きについてはあまり扱われていない。本稿では、行政機関の公文書という生の情報を収集することは重要であるとの観点から、公文書公開手続きにおける審査請求について、実践例とともに議論する。

A Study on cases of Request for Review in Administrative Document Disclosure

YASUICHI NAKAYAMA^{1,a)}

Abstract: One of the purposes of the high school's official subject of the 'Information' is stated in the courses of study "to enable the students understand current situation of a flood of information disclosed and communicated within the society as well as the needs of protection of the information and the problems arising in the course of collection and emission of information including individual person's responsibility relating thereto". Despite the above description referring to the disclosure of information, we have not dealt with the process for the collecting information from the national and local governments or independent administrative institutions. In this paper, in light of our belief that collecting raw information from the government bodies is invaluable, we would like to discuss about the request for review in the public information disclosure system.

1. はじめに

日本学術会議は、「情報学の参照基準」を策定している。情報学を、「情報によって世界に意味と秩序をもたらすとともに社会的価値を創造することを目的とし、情報の生成・探索・表現・蓄積・管理・認識・分析・変換・伝達に関わる原理と技術を探求する学問である。」と定義し、文系と理系にまたがる情報学を幅広く含んだ参照基準が作られている [1][2][3]。

教育の課程において、自ら正しい情報を収集し、検討し、分析する能力を身につけさせることは大変重要である。その中でも、信頼性のある情報を収集する能力を養成することには大きな意義がある。本稿では、情報教育において公文書公開手続きを活用することについて議論する。

インターネット上の情報は、多くの場合、他人の編集を

経た情報であり、また、信ぴょう性についても、必ずしも検証しにくいという問題がある。これに対し、行政機関が保有する情報は、他人による評価を経ていない生の情報であり、出所としても信頼性ある情報ということができる。

2013 年度から 2021 年度まで実施される共通教科「情報」の学習指導要領（現行学習指導要領）[4] では、「情報社会における法と個人の責任」の項目で、「多くの情報が公開され流通している現状を認識させるとともに、情報を保護することの必要性とそのための法規及び個人の責任を理解させる」と規定されている（表 1）^{*1}。

「情報社会における法」には、公文書公開手続きに関するものが当然含まれると考えられるが、表現の上で、情報の保護の重要性に力点が置かれたものになっている。現状の情報教育は、情報の利用あるいは保護の重要性に関する教育に傾斜し、情報公開ならびに公開情報の収集については

¹ 電気通信大学
The University of Electro-Communications
^{a)} nakayama@uec.ac.jp

^{*1} 表 1 には、旧学習指導要領（2003～2012 年度）[5]、現行学習指導要領（2013～2021 年度）[4]、および、新学習指導要領（2022 年度～）[6] を対比のため示した。

表 1 高等学校学習指導要領

旧学習指導要領（2003～2012 年度） （1999 年 3 月 29 日告示 [5]）	現行学習指導要領（2013～2021 年度） （2009 年 3 月 9 日告示 [4]）	新学習指導要領（2022 年度～） （2018 年 3 月 30 日告示 [6]）
第 3 情報 C 2 内容 (3) 情報の収集・発信と個人の責任 ア 情報の公開・保護と個人の責任 多くの情報が公開され流通している実態と情報の保護の必要性及び情報の収集・発信に伴って発生する問題と個人の責任について理解させる。 3 内容の取扱い (3) 内容の (3) のアの情報の保護の必要性については、プライバシーや著作権などの観点から扱い、情報の収集・発信に伴って発生する問題については、誤った情報や偏った情報が人間の判断に及ぼす影響、不適切な情報への対処法などの観点から扱うようにする。	第 1 社会と情報 2 内容 (3) 情報社会の課題と情報モラル ウ 情報社会における法と個人の責任 多くの情報が公開され流通している現状を認識させるとともに、情報を保護することの必要性とそのための法規及び個人の責任を理解させる。 3 内容の取扱い (3) 内容の (3) の…ウについては、知的財産や個人情報の保護などについて扱い、情報の収集や発信などの取扱いに当たっては個人の適切な判断が重要であることについても扱うこと。	第 1 情報 I 2 内容 (1) 情報社会の問題解決 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (イ) 情報に関する法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (イ) 情報に関する法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の果たす役割や責任、情報モラルなどについて、それらの背景を科学的に捉え、考察すること。

力点が置かれていない傾向がある。

2003 年度から 2012 年度まで実施されていた普通教科「情報」の学習指導要領（旧学習指導要領）[5] では、「情報の公開・保護と個人の責任」の項目で規定されていた。2001 年 4 月に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）が施行されたことから、旧学習指導要領では公文書公開手続きに関する問題意識が現在よりも高かったと推測される。藤間ら [7] の調査結果によると、旧学習指導要領における情報 C の教科書 9 種のうち 5 種で情報公開制度について扱っていた。

それに対し、2013 年度から 2021 年度まで実施される共通教科「情報」の学習指導要領（現行学習指導要領）[4]、および、2022 年度から実施予定の学習指導要領（新学習指導要領）[6] では、情報公開は前面に出されていない。もともと民主社会において、情報は公に流通するべきものであり、公に流通する情報は、市民が自ら収集して検証すべきものである、という視点到欠している。

このような現状に対し、筆者は、教育の課程において、学生および生徒に情報収集手続きについて周知させ、実際に利用する方法を学ばせることは、健全な民主社会を担う賢明な市民として生きる力の育成につながるものである、との主張のもとに、公文書公開手続きを活用することについて、これまでも議論してきた [8][9]。

本稿では、公文書公開手続きにおける審査請求について議論する。行政機関が非公開と判断した情報について、公開請求者が不服がある場合には、審査請求による救済を求めることができる。本稿では、筆者が係わった審査請求に基づき、具体例とともに議論する。

2. 公文書公開手続きの概要

公文書公開手続きは、1982 年に山形県金山町が、1983 年に神奈川県と埼玉県が、公文書公開手続きに関する条例を定めたのが先駆けで、現在では、すべての都道府県と、ほぼすべての市区町村で、情報公開条例が定められている。また、2001 年の情報公開法の施行により、国の公文書公開手続きが整備された。

公文書の公開を求めるには、行政機関に、公開請求書を提出する。公開請求書の様式は、ほとんどの行政機関で、ホームページに掲載されている。公開請求書は、公文書公開の担当窓口を持参するほか、郵送でも提出することができる。電子申請や、ファックスによる提出が認められている場合もある。

多くの地方公共団体では、公文書公開の請求の時点では費用は発生しない。国や独立行政法人等に公文書公開を請求する場合、公開請求者が 300 円の手数料を支払う。行政機関が公文書の公開を決定し、公開請求者が公文書の写しの交付を受ける場合は、写しの費用を支払う。多くの行政機関では、1 枚につき 10 円である。

行政機関は、公文書の公開が請求されると、法律もしくは条例で規定している非公開情報を除いて、公文書を公開することが義務付けられている。これは、情報公開の目的が、行政機関の内部処理の透明性を確保し、国民によるチェック機能を働かせることにあり、ひいては、民主社会の担い手である国民に正しく行政機関の保有する情報を提供することにより国民の知る権利に資することにあるためである。

行政機関に公文書の公開を請求する手続き、どのように

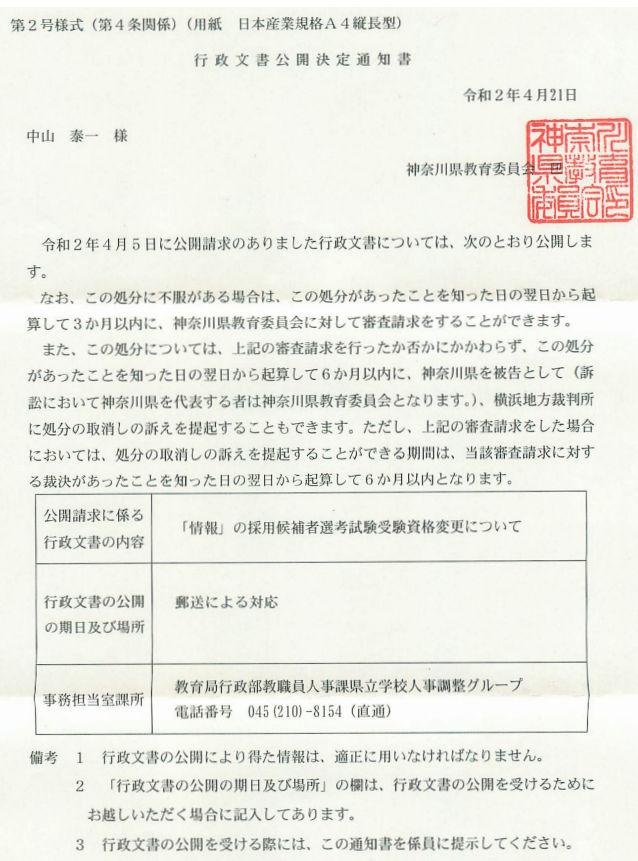


図 1 神奈川県教育委員会の公開決定通知書

公開非公開の判断がされるかについては、文献 [8] で述べたので、参照されたい。

これまでに筆者らは、情報科の教科担任の現状を公文書公開手続きを用いて調査し、結果を報告してきた [9] [10] [11] [12]。情報科では、教員の採用が少なく、臨時免許状や免許外教科担任が特例的という枠を超えて多用されていること、また、地域による格差があることを明らかにした。

筆者が最近に公開請求を行い、公開（全部公開）がされた例を示す。

2022 年度から実施予定の学習指導要領（新学習指導要領）では、情報の科学的な理解に重点を置き「情報 I」（2 単位）を必修科目とした上で、発展的内容として AI、データサイエンスなどを扱う「情報 II」（2 単位）を選択科目とすることになった [6]。さらに、情報科を大学入試において出題する教科に含める動きがある [13][14]。このような、情報科の重要性が増している状況で、情報科の教員として生徒を教えるためには、情報学全般についての幅広い知識や技術が求められるため、都道府県が専門性の高い情報科の教員を採用する方針に転換している。

神奈川県教育委員会は、2020 年に実施する情報科の教員採用試験で、受験資格に「情報」の免許に加えて他教科の免許の保有を求める、いわゆる副免許規定を、廃止すると発表した [15][16]。

令和 2 年 1 月 6 日
県立学校人事調整 G

「情報」の採用候補者選考試験受験資格変更について

1 変更案

令和 2 年度実施予定の採用候補者選考試験より教科「情報」の受験資格について、複数免許所持条件を外すこととする。

- (旧) 「情報」の免許状の他に当該教科以外の高等学校教員普通免許状が必要（取得見込可）
- (新) 「情報」の免許状のみで受験可能

2 現状

平成 11 年度の学習指導要領改訂により新しく設定された教科「情報」に対応するため、本県では数学・理科等の教員を対象に免許取得のための認定講習を実施し、指導する教員を確保した。また、平成 19 年度実施の教員候補者採用試験から「情報」の試験を実施し、毎年 5～10 名程度を採用している。なお、教科「情報」の継続性が不透明であったこと、新規採用者の配置上の困難さを解消するため、平成 20 年度実施試験より複数免許所持を条件付けている。

平成 31 年度、「情報」の正規職員は 54 名、再任用職員は 1 名、臨時的任用職員は 25 名である。このうち、持ち時間の関係等から他教科の授業を一部担当している正規職員は 2 名のみであり、複数免許所持を条件としているが他教科を教えることは少ない。

教科の専門教員を配置していない学校では数学などの他教科の教員が分担して情報の授業を担当しているが、メインの教科ではないため、現在の情報教育に対応するには充分とは言えない状況である。学校では専門的な知識を持った人材配置の必要性が増しており、令和 2 年度に向け、新たに 17 校の高等学校が「情報」の専任化を希望している。さらに令和 4 年度より新学習指導要領に沿って全員必修の「情報 I」と選択科目の「情報 II」がスタートするため、今後も専任化の希望は増加すると思われる。教科「情報」が無くなる可能性は低く、今後も「情報」の教員を採用していく必要がある。

3 課題

「情報」採用試験は毎年 50 名近い受験者がいるが、その内新卒者は H31 4 名、H30 5 名、H29 5 名、H28 7 名、H27 6 名であり新卒者の割合が少ない。平成 31 年度の受験者 48 名の内訳は現在高等学校で臨時的任用職員として勤務している者が 34 名、30 歳以上の者が 31 名となっている。

複数免許の免許を取得することは、学生には負担であり、新卒者は情報の免許のみで受験可能な他県へと流出していると考えられる。教科「情報」を大学で専門的に学んできた人材を確保することが困難になっている。

4 効果

複数免許所持の条件を外すことにより、受験者にとっては負担が減り、受験しやすい状況となることで最新の情報教育を受けてきた新卒者の受験者数増加が期待でき、優秀な人材確保につながる。

5 他都道府県の状況

平成 31 年度実施試験において、複数免許を受験要件としていないのは 22 の都道府県（愛知県は平成 31 年度より変更）、要件としているのは 10 の都道府県である。新たに「情報」を募集開始したのは 7 都道府県でありその内、複数免許必要としたのは北海道の 1 つである。

図 2 神奈川県教育委員会「『情報』の採用候補者選考試験受験資格変更について」

そこで、筆者は、神奈川県教育委員会に、「高等学校情報の受験における免許状所有条件を緩和することに至った経緯がわかる文書（決裁文書等を含む。）」の公開請求を行った。神奈川県教育委員会は、対象公文書として、「『情報』の採用候補者選考試験受験資格変更について」（県立学校人事調整グループ 2020 年 1 月 6 日付）を特定し、全部公開することを決定した。図 1 は公開決定通知書、図 2 は公開された文書である。

3. 審査請求の概要

行政機関が非公開と判断した情報について、公開請求者が不服がある場合には、審査請求による救済を求めることができる。

どの行政庁に審査請求を行うべきかは、公開非公開の決定通知書で教示されている（行政不服審査法第 82 条第 1 項）。審査請求は、公開非公開の決定がされたことを審査請求人が知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に行わなければならない（行政不服審査法第 18 条第 1 項）。

2016 年の行政不服審査法の改正により、それまで、審査請求（上級行政庁に不服を申し立てる）と、異議申立て（上級行政庁がない場合に同じ行政庁に不服を申し立てる）

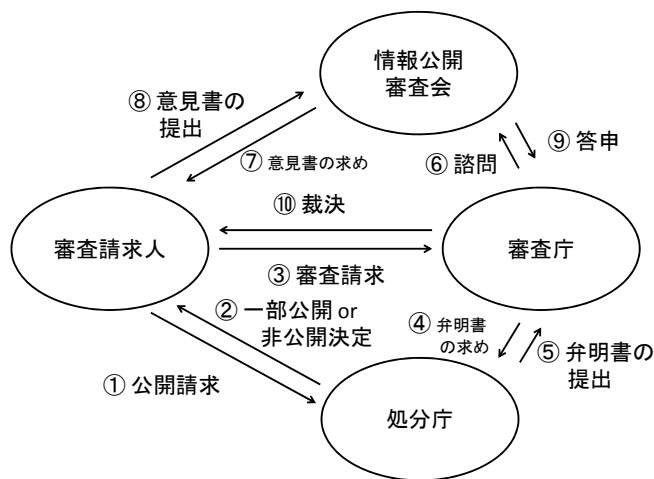


図3 審査請求のながれ

の2つに分かれていたものが、審査請求にまとめられた。つまり、「処分庁」（公開非公開を決定した行政庁）に上級行政庁がある場合には、上級行政庁を「審査庁」（審査請求を審理し裁決を行う行政庁）として審査請求を行う。「処分庁」に上級行政庁がない場合には、「処分庁」と同じ行政庁を「審査庁」として審査請求を行う。

公文書公開手続きの特長として、審査請求がされた場合、審査庁は第三者機関である情報公開審査会に諮問し、情報公開審査会の答申を尊重した判断をすることが義務付けられている（公文書公開手続きに係る不服申立てと個人情報保護手続きに係る不服申立てとの両方を扱う、情報公開・個人情報保護審査会を設けている行政庁もある）。

公文書公開手続きにおける審査請求の流れは、概ね、次のとおりである（図3）。

① 公開請求

② 一部公開または非公開決定

処分庁が一部公開の決定を行った場合には非公開とされた部分について、非公開の決定を行った場合にはすべてを非公開としたことについて、不服がある場合には、審査請求を行うことになる。

一部公開の決定は、ごく一部の情報が非公開となっているものもあれば、図4に示すような、いわゆる「海苔弁当」のものもある（「海苔弁当」は非公開決定に近いものである）。

全部公開の場合でも、対象公文書として特定されているものに不足があれば、審査請求ができる。それゆえ、図1の公開決定通知書は全部公開であるにもかかわらず、審査請求できる旨の教示がされている。

③ 審査請求

審査庁に審査請求書を提出する。

④ 弁明書の求め

⑤ 弁明書の提出

審査庁は審査請求を受けると、処分庁に対して弁明書を求め、処分庁は審査庁に弁明書を提出する。ただし、

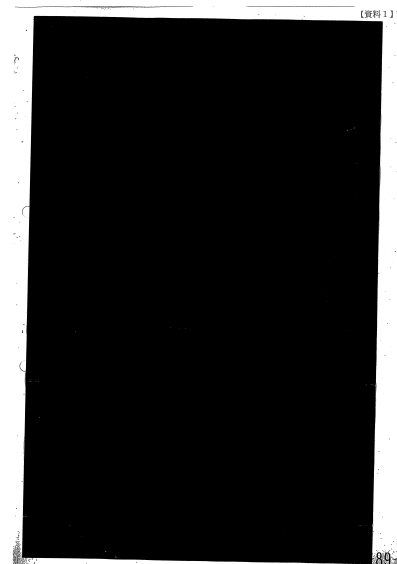


図4 いわゆる「海苔弁当」と呼ばれる一部公開の例

国および独立行政法人等に対する審査請求の場合は、④⑤の弁明書の手続きはない（情報公開法第18条第1項参照）。審査庁は弁明書の提出を受けると、その写しを審査請求人に送付する。審査請求人は、その弁明書に対して、審査庁に反論書を提出することができる。公文書公開手続きでは、情報公開審査会に⑧の意見書を提出して、そこで反論することもできる。

⑥ 諮問

審査庁は、審査請求書、弁明書（および反論書）を付けて、情報公開審査会に諮問する。

⑦ 意見書の求め

⑧ 意見書の提出

諮問を受けると、情報公開審査会は審査請求人に意見書を求める。審査請求人は意見書を提出することができる。

また、情報公開審査会は、審査庁から対象公文書の提出を求め、見分することができる（審査庁から提出された対象公文書は、情報公開審査会の委員のみ見分ができ、この公文書の公開を求めることはできない）。

⑨ 答申

情報公開審査会は、処分庁が情報を非公開としたことの適否を判断し、審査庁に答申する。

⑩ 裁決

審査庁は、情報公開審査会の答申を尊重して、裁決を行う。審査庁が情報公開審査会の答申に従わない裁決を行う場合には、その理由を記載しなければならない（行政不服審査法第50条第1項第4号）。

情報公開審査会の答申、審査庁の裁決は、公開されていることが多い（[17][18]など）。また、公開されている情報公開審査会の答申例から学ぶことは多い[19]。

行政文書非公開決定通知書

教 高 - 3 6 8
平成31年4月26日

中山 泰一 様

秋田県教育委員会

平成31年4月22日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり公開しないことと決定したので、同条例第4項の規定に基づき通知します。

行政文書の名称	今後の教員採用試験において高等学校情報科の教員の採用を検討していることがわかる文書（決裁文書を含む）
公開しない理由	秋田県情報公開条例第6条第1項第4号に該当 その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
※ 上記の理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課所等	秋田県教育庁 高校教育課 管理班 電話番号 018-860-5164
この処分に対する不服がある場合の救済方法	1 この処分に対する不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、秋田県教育委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県教育委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

注 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求をしてください。

図5 秋田県教育委員会の非公開決定通知書

4. 審査請求の例

本章では、筆者が係わった審査請求を例を基に議論する。2章で述べたように、これまでに筆者らは、情報科の教科担任の現状を公文書公開手続きを用いて調査し、結果を報告してきた*2。

2018年までに13道県が一度も情報科の教員採用をしていなかった。2019年に北海道、岩手県、石川県、福井県、徳島県、佐賀県が、2020年に栃木県、新潟県、島根県、愛媛県が、情報科の教員採用試験を始めたので、現時点（2020年8月）で、情報科の教員採用をしていないのは、秋田県、滋賀県、鹿児島県の3県だけとなっている。

2019年4月22日、筆者は、秋田県教育委員会に対し、「今後の教員採用試験において高等学校情報科の教員の採用を検討していることが分かる文書」の公開請求を行った。秋田県教育委員会は同26日付で非公開を決定した（図5）。

*2 たとえば、66都道府県市への公文書公開手続きによる調査を行い、2005年度から2014年度の10年間に、情報科の教員採用試験を実施したのは29都府県と3市で、採用者数は大阪府163名、埼玉県52名、兵庫県47名、愛知県44名、神奈川県39名、東京都36名と大都市圏の6都府県だけで採用者数全体の73%を占めることを報告した[10]。調査結果は、朝日新聞2018年10月16日付「高校『情報科』、教員足りない採用試験なし18道府県『免許外』で補う」、日本経済新聞2019年6月28日付「高度IT教育軽視のツケ『情報科』専任採用急ぐプログラミングが今後の柱に」などの新聞記事で紹介され、大きなインパクトを与えた。

公開番 4
令和元年6月27日

中山 泰一 様

秋田県情報公開審査会
会長 柴田 一 様

秋田県情報公開審査会

諮問番号等について（通知）

1 諮問番号について
あなたが令和元年5月8日付けで行政文書非公開決定処分に対する審査請求を行い、秋田県教育委員会（今後、本件審査手続において「実施機関」という。）から諮問があった件について、諮問番号を第129号としました。今後当審査会からあなたに連絡する場合は、この諮問番号を用いますので、御承知おください。

2 意見書及び口頭意見陳述について
当審査会に、実施機関の弁明書に対するあなたの申立書が届いておりますが、その他に当審査会に対し意見書又は資料を提出することができます。意見書等を提出する場合は、令和元年7月26日（金）までに当審査会事務局に郵送により提出してください。意見書等の様式は、特に決まっています。提出するかしないかは、あなたにお任せします。
なお、意見書等の提出があった場合、特段の御異議がない限り、その写しを実施機関に送付します。
また、当審査会に出席の上、口頭で意見を述べることができます。口頭での意見陳述を希望する場合は、その旨を上記期日までに当審査会事務局にお知らせください。
なお、口頭意見陳述の日時、場所等につきましては、当審査会で日程を決定の上、別途連絡いたします。

連絡先：〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県情報公開審査会事務局
秋田県総務部広報広聴課情報公開・文書指導班 三浦
TEL. 018-860-4091/FAX. 018-860-1072

図6 秋田県情報公開審査会 諮問番号等について（通知）

文書すべてを非公開とするもので、図4で示したような「海苔弁当」でさえないものであった。さらに、筆者は、図5の非公開決定通知書には、次の問題があると考えた。

- (1) 秋田県行政手続条例第8条では、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と定めている。本件処分の通知書の「公開しない理由」には

秋田県情報公開条例第6条第1項第4号に該当
その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの。
と記載されている。この理由付記は、根拠規定しか書かれておらず、当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものとはいえない。本件処分は理由付記不備で、秋田県行政手続条例第8条に違反し、取り消されるべきである。

- (2) 理由の付記は、非公開について実施機関の恣意的判断を防止するとともに、非公開理由を公開請求者に知らせることにより不服申立て等に便宜を与えることを意図したものである。公開請求を拒否する決定を適法に行うための要件であり、理由が不十分な場合は瑕疵ある行政処分となる。最高裁判所 平成4年（行ツ）第48

号 平成 4 年 12 月 10 日判決などの判例 [20] や、内閣府情報公開・個人情報保護審査会 平成 27 年 7 月 30 日付平成 27 年度（行情）答申第 251 号などの答申例 [17] では、理由付記に不備がある場合は取り消すべきとの判断を示している。仮に、取り消した後に、再度、適正手続を経た上で同様の処分がなされると見込まれる場合であっても、取り消されないとはいえない。

これらを理由として、2019 年 5 月 8 日付で審査庁の秋田県教育委員会に、審査請求を行った。図 3 に示したように、処分庁から弁明書提出等の手続きを経て、審査庁は同年 6 月 21 日付で秋田県情報公開審査会に諮問した。

諮問を受けた情報公開審査会は、図 6 のとおり、筆者に意見書の提出に加え、口頭による意見陳述の機会を与えた（遠方のため、意見書提出のみ行った）。さらに、意見書で、「秋田県情報公開条例の解釈及び運用基準」の提供を希望したところ、送付を受けることができた。

秋田県情報公開条例第 10 条第 5 項では、「実施機関は、行政文書の全部又は一部を公開しないときは、同項の書面にその理由（その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日）を記載しなければならない。」と規定し、その解釈として、「理由の記載については、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、申請者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると解されており、非公開情報の内容が明らかにならない限度において、どのような類型の情報が記録されているかを示すことになるものである。また、公開請求に係る行政文書に複数の非公開情報が記録されている場合や一の情報が複数の非公開情報に該当する場合には、そのそれぞれについて、理由を記載する必要がある。」と定めていることを、知ることができた（図 7）。

2019 年 10 月 23 日、秋田県情報公開審査会は、審査請求人の主張を認め、処分庁の行った非公開決定を取り消すべきとする答申を行った（答申第 90 号 [21]）。

5. おわりに

本稿では、公文書公開手続きにおける審査請求について議論した。行政機関が非公開と判断した情報について、公開請求者が不服がある場合には、審査請求による救済を求めることができることを事例に基づいて示した。

本稿のまとめに、情報教育で公文書公開手続きを学ぶことの意義について、筆者の考えを述べる。

高等学校における教育は、基礎的市民教育の総まとめの場であり、大学でのさらなる研究につなげる最終段階と位置づけられる。そうした高等学校における教育において、自ら正しい情報を収集し、検討し、分析する能力を身につけさせることは大変重要であり、その中でも、情報の「収集」能力を養成することには大きな意義がある。

条例第 8 条に規定する「理由の提示」の一般原則を確率的に規定したものである。

「その理由」とは、当該行政文書に記録されている情報を非公開情報に該当し非公開とする具体的な理由、第 8 条の規定により当該行政文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否する理由又は公開請求に係る行政文書を保有していない理由をいう。

(3) 理由の記載については、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、申請者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると解されており、非公開情報の内容が明らかにならない限度において、どのような類型の情報が記録されているかを示すことになるものである。

また、公開請求に係る行政文書に複数の非公開情報が記録されている場合や一の情報が複数の非公開情報に該当する場合には、そのそれぞれについて、理由を記載する必要がある。

(4) 「その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる」とは、一定の期間を経過することにより、当該行政文書に記録されている情報が、第 6 条第 1 項各号に規定する非公開情報に該当する理由がなくなることが確実であり、公開請求に係る行政文書を公開できるようにする期日をあらかじめ明示することができる場合をいう。

この場合における期日とは、確定している期日、すなわち、年月日のことであり、到来するかどうか未定のもの、又は到来することは確実であってもその期日が不確定なもの、これに当たらないものである。

なお、この期日の明示は、行政文書の公開ができるようになる期日を教示するものであり、当該行政文書について当該期日に行政文書の公開をする旨の決定ではないため、当該公開請求者がその公開を希望する場合には、当該期日経過後に改めて公開請求をしなければならないものである。

〔運用〕

決定通知書の発送及び決定通知書の写しの送付等に関する具体的な事務の取扱いについては、事務取扱要綱第 4 条の 1 の (7) 及び (8) に定めるところによるものとする。

図 7 秋田県情報公開条例の解釈及び運用基準（p.62）
（赤枠は筆者による）

行政機関が保有する情報は、他人による評価を経ていない生の情報であり、出所としても信頼性ある情報といえることができる。こうした信頼できる情報を自ら収集するツールを持つことは、市民として社会を構成する際の大きな武器となるであろう。筆者は、高校生に、ぜひともこうした知の力を知ってもらいたいと考える。また、情報公開の過程では、本稿で議論したような、対立する利害についても大いに考えさせられる。高校生の柔軟な思考の中で、自分の要求に対立する考え方に実際に直面し、これを検討し、妥当な解決を模索する機会是非常に有意義であると考えている。

こうした教育は、法学教育などにおいてなされるものであり、高等学校における教育では不要ではないかとの意見もあるかもしれない。しかし、大学へ進んでもっぱら数学や物理を究めることとなる若者にも、よき市民の一人として成長してもらうことが必要であり、情報教育において公文書公開の方法と意義を積極的に取り入れる意義は大きいと考える。

謝辞 公文書公開手続きに携わる行政機関の方々に感謝します。

参考文献

- [1] Masami Hagiya: Defining Informatics across Bun-kei and Ri-kei, Journal of Information Processing, Vol. 23, No. 4, pp. 525-530 (2015).
- [2] 日本学術会議情報学委員会情報科学技術教育分科会：大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準：情報学分野，<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/division-16.html>
- [3] 萩谷 昌己：情報教育の格差と、情報学分野の参照基準：情報教育の基盤となる学問としての情報学，情報管理，Vol. 59, No. 7, pp.472-478 (2016).
- [4] 文部科学省：高等学校学習指導要領（平成 21 年 3 月 9 日告示第 34 号），東山書房，ISBN978-4-8278-1478-1 (2009).

- [5] 文部科学省：高等学校学習指導要領（平成 11 年 3 月 29 日告示第 58 号），国立印刷局，ISBN978-4-17-153522-6 (2007).
- [6] 文部科学省：高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月 30 日告示第 68 号），東山書房，ISBN978-4-8278-1567-2(2019).
- [7] 藤間 真，志保田 務，谷本 達哉，西岡 清統：「情報」科目テキストにおける「情報公開制度」，桃山学院大学人間科学，No.28，pp. 121-139 (2004).
- [8] 中山 泰一，角田 博保：公文書公開手続きの情報科教育法への活用，情報処理学会論文誌「教育とコンピュータ」，Vol. 2，No. 1，pp. 41-47 (2016).
- [9] 中山 泰一，中野 由章，角田 博保，久野 靖，鈴木 貢，和田 勉，萩谷 昌己，笥 捷彦：高等学校情報科における教科担任の現状，情報処理学会論文誌「教育とコンピュータ」，Vol. 3，No. 2，pp. 41-51 (2017).
- [10] 中野 由章，中山 泰一：高等学校情報科教員採用の危機的現状，情報処理学会第 79 回全国大会論文集，5E-01 (2017).
- [11] Y. Nakayama, Y. Nakano, Y. Kuno, B. T. Wada, H. Kakuda, M. Hagiya and K. Kakehi: Current Situation of Teachers of Informatics at High Schools in Japan, Olympiads in Informatics, Vol.12, pp.177-185 (2018).
- [12] 中山 泰一：中学校・高等学校の免許外教科担任の現状，電子情報通信学会技術報告，Vol.118，No.345，pp.51-58 (2018).
- [13] 笥 捷彦，中山 泰一：情報入試のすゝめ，情報処理，Vol. 59，No. 7，pp. 632-635 (2018).
- [14] 赤澤 紀子：大学入試における教科「情報」の出題の調査分析，電気通信大学紀要，Vol. 32，No. 1，pp.54-61 (2020).
- [15] 神奈川県教育委員会：選考試験等に関する新たな取組について（2020 年 2 月 10 日），<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/y4g/r20210.html>
- [16] 中山泰一：東京都と神奈川県の高等学校情報科教員採用試験，副免許不要に！，じっきょう情報教育資料，No.51，pp.22-24 (2020).
- [17] 総務省：情報公開・個人情報保護関係 答申・判決データベース <https://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/>
- [18] 東京都情報公開審査会：答申 <https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/johokokai/joho/toshin.html>
- [19] 阪本 邦夫：情報公開手続きと審査会答申の情報科教育への活用，甲南大学教育学習支援センター紀要，No.2，pp.1-14 (2017).
- [20] 最高裁判所：裁判例検索，https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1
- [21] 秋田県情報公開審査会：答申集，<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/714>